

松前町産後ケア施設改修費等支援事業仕様書

1 目的

本仕様書は、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に定める産後ケア施設改修費等支援事業として令和8年度中に松前町内に産後ケア施設を新築または既存建物の増改築等により新たに開設（以下「新設」という。）する者であって、松前町産後ケア施設改修費等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 産後ケア施設の要件

補助事業者が新設する産後ケア施設は、次のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 松前町内に所在すること
- (2) 天災等補助事業者の責めに帰さない理由を除き、令和9年3月31日までに産後ケア事業を実施できること
- (3) 次のアからウまでの設備を有し、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿 及び排水の設備を有する施設であること。
 - ア 居室
 - イ カウンセリングを行う部屋
 - ウ 乳児の保育を行う部屋
- (4) アからウまでのほか、産後ケア事業の実施に必要な設備を有すること。

3 産後ケア事業の実施体制

補助事業者は、新設する産後ケア施設で、次の産後ケアを実施できる体制を確保すること。

- (1) 短期入所型（ショートステイ）

短期入所型（ショートステイ）の産後ケアを12月29日から翌年1月3日までの期間を含む週（月曜日から日曜日までの7日間をいう。以下同じ。）を除き、原則、週に1人以上実施できる体制を確保すること。
- (2) 通所型（デイサービス）

通所型（デイサービス）産後ケアを12月29日から翌年1月3日までの期間を含む週を除き、原則、週に3人以上実施できる体制を確保すること。
- (3) 居宅訪問型（アウトリーチ）

居宅訪問型（アウトリーチ）の産後ケアの実施は、任意とする。

4 実施方法

補助事業者は、産後ケア事業の実施に当たっては町と委託契約を締結して実施すること。

(1) 委託期間

4月1日を始期とする1年間を委託期間とした委託契約を、毎年度締結すること。ただし、令和8年度においては、当該産後ケア施設の開設日から令和9年3月31日

までを委託期間とする。

(2) 委託料

令和8年度における母子1組当たりの委託料（母親の食費、母子の寝具、部屋代、光熱費、円座、ポット、沐浴用品、哺乳瓶及び哺乳瓶の消毒に要する費用をいう。以下同じ。）及び多胎児加算額（乳児2人目以降の1人当たりの加算額）は表1及び表2のとおりとし、紙おむつ代等委託料に含まれない実費負担額を必要とした場合は、利用者から徴収することができるものとする。なお、令和9年度以降の委託料及び利用者負担額は、愛媛県及び近隣市町の委託料に準じるものとする。

表1 母子一組当たりの委託料

事業の種類	委託料	利用者負担額
短期入所型（ショートステイ）（1泊当たり）	50,000円	0円
通所型（デイサービス）（1回当たり）	20,000円	0円
居宅訪問型（アウトリーチ）（1回当たり）	10,000円	0円

表2 多胎児加算額（乳児2人目以降の1人につき加算）

事業の種類	委託料	利用者負担額
短期入所型（ショートステイ）（1泊当たり）	10,000円	0円
通所型（デイサービス）（1回当たり）	5,000円	0円
居宅訪問型（アウトリーチ）（1回当たり）	2,500円	0円

(3) 利用者

産後ケア事業の利用者（以下「利用者」という。）は、こども家庭庁が定める産後ケア事業ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）で定めるものであって、次のいずれかの要件を満たす者とする。

ア 松前町に住民登録があるものであって、松前町産後ケア実施要綱（令和7年松前町告示第81号）により、町長が産後ケアの利用を決定した者

イ 松前町以外に住民登録がある場合は、当該利用者の住民登録がある市区町村の長が産後ケアの利用を認めたもの者

(4) 再委託

補助事業者は、産後ケア事業の一部を第三者に再委託することができる。この場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面により町に報告し、町の承諾を得なければならない。なお、再委託の価格は前号に規定する額の2分の1を超えてはならない。

(5) その他産後ケア事業の実施にあたっては、ガイドラインを遵守すること。

5 組織体制

補助事業者は、産後ケア事業の実施にあたり、次の組織体制を整備すること。

(1) 管理者

産後ケア事業を管理する者を定めること

(2) 実務担当者

実務を行う者として、助産師、保健師又は看護師（以下「助産師等」という。）

いずれかを常に1名以上置くこと。なお、管理者が助産師等の場合は、兼任することを可とする。

(3) 児を預かる場合、短時間であっても児のみの状況とならないよう、体制確保をすること

(4) 短期入所型の実施する場合は、1名以上助産師等を24時間体制で配置すること。

6 安全対策

(1) 松前町産後ケア事業の安全に関するマニュアルを順守すること

(2) 施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故及び損傷等を防止して安全確保に努めること。

(3) 利用者の急変等、緊急時に受け入れてもらう協力医療機関を選定し、協力体制を確保すること。

(4) 利用者の急変等緊急時に迅速に対応できるよう、緊急対応マニュアルを整備するとともに、緊急時の連絡先及びフロー図を作成すること。

(5) AEDの設置または最寄りのAED設置場所を把握すること。

(6) 死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等重大事案が発生した場合は、速やかに町を通じて国に報告すること。

(7) 安全管理について、従業員に対して定期的に研修を行うこと。

(8) 産後ケア事業の実施に当たっては、賠償責任保険に加入することが望ましい。

7 留意事項

補助事業者は、補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 松前町産後ケア施設改修費等支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。

(2) 補助金は、こども家庭庁が所管する母子保健衛生費国庫補助金（以下「国補助金」という。）及び愛媛県が所管するえひめ人口減少対策総合交付金（以下「県交付金」という。）を財源とするものであり、国補助金または県交付金の基準額が変更された場合、要綱第3条の2に定める補助金の額が変更となることを承諾すること。

8 秘密保持

(1) 補助事業者は、町から開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部または全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等について、秘密が不当に開示又は漏えいされないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。

(2) 補助事業者は、本事業から得られた情報について、本事業以外に使用してはならない。

(3) 補助事業者は、町の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

(4) 補助事業者は、秘密情報を知得した自己の使用人（秘密情報を知得後退職した者

も含む。) に対し、別途産後ケア事業の委託契約時に定める秘密保持義務の順守を徹底させるものとする。

9 その他

- (1) 補助事業者は、常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。
- (2) 補助事業者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (3) 補助金の対象となる経費を除き、事業実施に係る経費は、全て補助事業者の負担とする。